

伊万里有田共立病院 LED照明導入業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

地球温暖化対策が世界的な課題となっている中で、わが国は野心的な目標として、2035年において温室効果ガスを2013年度から60%削減することを目指す地球温暖化対策計画が閣議決定されるなど、温暖化対策の重要性は増している状況にある。

佐賀県西部保健医療圏の中核を担う伊万里有田共立病院においても、公立病院としての社会的使命を果たし、エネルギーコストの削減および環境負荷低減、また施設の快適性と安全性の向上を目的として、既存の蛍光灯照明を全てLED照明へ切り替える事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

本要領は、伊万里有田共立病院 LED照明導入業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務名

伊万里有田共立病院 LED照明導入業務

3. 対象施設

施設名 伊万里有田共立病院

住所 佐賀県西松浦郡有田町二ノ瀬甲 860 番地

交換数 3,570 本

具体的な既設照明の設置本数や仕様、電気使用料削減の分析・見積に必要なデータについては、本プロポーザルの参加を検討している事業者にのみ、様式第1号 参加検討書兼データ提供依頼書を下記メールアドレスまで提出することで、データを開示する。

依頼書の送付形式：PDFで提出してください

依頼先アドレス : kyouritsu@imari-arita-hp.or.jp

開示データ : 伊万里有田共立病院 照明設置一覧、設置位置図等

電気料金状況（令和6年分）

30分毎電気使用状況（令和6年分）

データの開示方法は、E-Mail アドレスに開示データのダウンロード URL を送付する形で行う。

4. 業務の概要

（1）業務内容

病院施設内の既設照明器具（蛍光灯）をLED照明器具へ更新するとともに、更新後の器具に関するリース契約を行い、リース期間終了後は当院にLED照明を無償で譲渡する。

- ① 現地調査
- ② 照明器具の選定・提案
- ③ 器具交換および必要に応じた電気工事
- ④ 廃棄処分（既存器具の撤去・適正処理）
- ⑤ 工事完了後の動作確認および報告書提出
- ⑥ リース期間内の保守業務（動産総合保険含む）

（２）設置工事期間

令和 7 年 9 月 3 0 日を目途に施工を完了すること。

（３）賃貸借期間

施工完了の翌月から 6 0 ヶ月間の賃貸借契約を締結する。

なお、伊万里・有田地区医療福祉組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 2 条第 1 項第 1 号に基づく賃貸借契約であることから、契約にあたっては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定に基づき、契約書に当該契約に係る各年度の予算が削減又は縮小された場合は、当該契約を解除する旨を記載するものとする。

（４）予定金額（上限金額）

7 2, 6 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）

5. 契約方法

本業務は、候補者を選定するにあたり、価格のみの競争ではなく、参加者の業務実施能力、信頼性・技術力を確認し、当院が指定する条件での施行費用を総合的に評価する公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）による随意契約を採用する。

6. 参加資格要件

本業務のプロポーザルに参加する提案者は、本業務を遂行するに十分な能力を有する者とし、次に掲げる条件を全て満たしている者とする。

- （１）地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定により、一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- （２）参加表明書の提出締切日において、伊万里市又は有田町で指名停止を受けている者でないこと。
- （３）参加表明書の提出締切日において、国税及び地方税の滞納の無い者であること。
- （４）会社更生法（1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- （５）次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること（提案者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）。

- ア 自己又は自社の役員等が伊万里市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 1 号）第 2 条第 4 号及び有田町暴力団排除条例（平成 24 年条例第 1 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団等である。
- イ 役員等（提案者が個人である場合にはその者を、提案者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表をいう。以下同じ。）が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）である。
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している。
- エ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
- キ 再委託等の契約に当たり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している。
- （6）当院と同様の病院施設において、元請として履行完了した実績があること。なお、L E D 照明導入については、工事委託、リースのいずれも含むものとし、新築・増築施設における新規の L E D 設置は実績に含まないものとする。
- （7）照明の交換作業に必要な電気工事関係資格（第一種電気工事士または認定電気工事従事者）を有すること。

7. プロポーザル実施日程

公募開始	令和 7 年 6 月 2 日（月）
質疑受付締切	令和 7 年 6 月 1 3 日（金）
質疑に対する回答	令和 7 年 6 月 1 8 日（水）
参加表明書等提出締切	令和 7 年 6 月 2 0 日（金）
提案書等受付締切	令和 7 年 6 月 2 7 日（金）
1 次審査	令和 7 年 7 月上旬
2 次審査	令和 7 年 7 月上旬
審査結果通知	令和 7 年 7 月下旬

8. 質疑・回答について

受付期限： 令和 7 年 6 月 1 3 日（金） 1 7 時

受付方法（1）指定様式（様式第 2 号）による紙媒体で持参

（2）指定様式（様式第 2 号）による紙媒体で FAX

(3) 電子メール（記載内容が同様であれば指定様式でなくても可）

※(2)と(3)については、受取に関するトラブルを回避するため、送付後に電話にて到着の確認を行うこと。時間差が生じるため郵送は不可とする。

受付場所：伊万里有田共立病院 企画管理係

TEL : 0955-46-2121 (代表)

FAX : 0955-46-2123

E-mail: kyouritsu@imari-arita-hp.or.jp

※本プロポーザルに関する質問は、参加表明書及び提案書等の作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

回答方法：質疑に対する回答については、取りまとめた上で、令和7年6月18日（水）15時より、伊万里有田共立病院のホームページ上で発表する。

9. 参加申込手続きについて

本プロポーザルへの参加を希望する者は、**参加希望書（様式第3号）**に別に定める書類を添えて提出すること。

なお、期限までに参加希望書の提出のない者からの提案は受け付けないものとする。

(1) 参加希望書の提出方法

ア 提出期限： 令和7年6月20日（金）17時

※受付時間は、休日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 提出場所：伊万里有田共立病院 企画管理係

ウ 提出方法：郵送又は持参

エ 提出書類：

(ア) 参加表明書

(イ) 使用印鑑届兼委任状

(ウ) 印鑑証明書

(エ) 営業所一覧表

(オ) 実績調書

(カ) 商業登記簿謄本又は現在事項全部証明書

(キ) 直前の期末における決算報告書

(ク) 国税の納税証明書〔その3の3〕

(ケ) 県税の納税証明書〔未納のない証明〕（提出義務が無い場合は不要）

(コ) 市税等の納税証明書

オ 提出部数 1部

カ 参加資格の確認

参加資格の審査結果の通知については、下記のとおりとする。

(1) 通知先：参加表明書の提出者全て

(2) 通知方法：書面にて（様式第4号）

(3) 通知時期： 令和7年7月上旬

(4) その他

参加資格を有しない旨の通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して5日以内（休日を除く）に、書面により説明を求めることができる。なお、説明の求めがあった場合は、説明を求めることができる期限の翌日から起算して5日以内に書面により説明を行う。

(2) 提案書の提出方法

提案資料の様式はA4判の任意様式とする。

提出する提案書は各参加者1提案とし、後段(6)の内容を含んだ提案書を提出すること。

ア 提出期間

令和7年6月2日(月)～ 令和7年6月27日(金) 午後5時15分

※受付時間は休日を除く午前8時30分から午後5時15分とする。

イ 提出場所 参加表明書の提出先場所と同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送

エ 提出物 提案書

見積書

※作成方法については後述「提案書作成方法」参照

オ 提出部数 10部（正本1部、副本9部）

10. 提案書作成方法

(1) A4判 ※A3折込可

(2) 片面印刷

(3) 要ページ番号（下記中央）

(4) 長辺綴じ（ホチキス2か所）

(5) 総ページ数30以内 ※A3は2ページ換算とする

(6) 提案書の内容は下記の項目に準じて作成すること。

No	項目	内容
1	経験と実績	・同規模の施設における導入実績 - 特に医療機関における実績があるか
2	製品の特長	・導入する LED 照明製品の特長、機能 ・院内各エリア（手術室、診察室、病室、ナースステーション等）毎に配慮した製品の提案 ・他社製品と比較した優位点
3	施工計画	・施工計画、スケジュール ・病院の稼働への配慮方法 ・廃棄物の処理方法
4	サポート体制	・製品の保証体制 ・サポート体制 ・不具合が発生した場合の対応方法 ・保守期間経過後の対応方法、1 本当たりの概算費用
5	エネルギー削減効果	貴社の製品に交換した場合の電気料削減効果を提案すること。 ・電力使用量削減効果 ・電気料金削減効果 ・Co2 排出量削減効果
6	見積書	・リース支払金額（総額）及び月額費用（消費税及び地方消費税を含む。） ・内訳書
7	その他独自提案	・上記以外の PR ポイント

1 1 . 審査方法

本業務に係る提案書等の審査、評価及び候補者選定は、伊万里有田共立病院 LED 照明導入業務に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、下記の要領で行う。

(1) 第1次審査（書面審査）

第1次審査は、提出された提案書等により事務局にて書面審査を行い、第2次審査の対象を決定する。

第2次審査の可否等通知については第1次審査後速やかに全提案者に行う。第1次審査不通過の通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して5日以内に、書面により説明を求めることができ、説明の求めがあった場合は、説明を求めることができる期限の翌日から起算して5日以内に書面により説明を行う。

なお、第1次審査にあたっては、別途個別にヒアリングを行う場合がある。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション）

ア 第2次審査の日時等については、該当者に別途通知する。

イ プレゼンテーションを行う順番は、事務局において決定する。

ウ プレゼンテーションでは、業者名、出席者名を最初に述べ、提出された提案者の提案内容について30分以内でプレゼンテーションすること。続いて、審査員から質問を行うので、明確に回答すること。ヒアリングの時間は10分以内とする。

エ 本院に設置予定のLEDをプレゼン会場に持ち込み、点灯するデモを行うこと。点灯は、プレゼンテーション開始から審査員に見える形で点灯を続け、プレゼンテーション内で操作を行うことは認める。デモに使える機種は蛍光灯におけるHF32W型で、本提案見積に含まれるLED機種を必ず使用すること。プレゼンに使用した機種については型番、仕様等を明記した説明資料（A4片面1ページ以内）を当日1部事務局に提出すること。給電はプレゼンテーション会場内の100vコンセントからドラムコードリールにて行うので、それを使用すること。

オ 説明機材として、プレゼンテーション用のスクリーン及びプロジェクター（ケーブルについてはHDMI TypeA 接続）は事務局で準備を行う。その他必要な関係機材があれば各自提案者が用意すること。

カ プレゼンテーション時の資料の追加配布は認めない。提出のあった提案内容に基づき、提案書でイメージをつかみにくい点やアピールしたい点について説明を行うこと。

キ 1業者当たりのプレゼンテーション参加者は3名までとする。

ク プレゼンテーションは、一般非公開とする。

ケ 特別な理由が無く、プレゼンテーション開始時間に遅れた場合は、失格とする。

(3) 評価採点方法

審査委員会では、審査委員が評価基準項目ごとに評価し、配点に応じて得られた点数を合計し、最高点を得た提案者を受託業者として選定する。なお、最高点を取得した提案者が複数ある場合は、見積金額が最も低い提案者を受注業者とする。

また、最高点に続く得点を得た者を、受注業者次点者とし、受注業者と合意に至らなか

った場合や、受注業者に不正等が発覚した場合は、受注業者次点者を受注業者に繰り上げ交渉するものとする。

また、選考において、審査委員会の平均評価点が100点に満たない場合は、候補者として選定しない。

12. 審査結果

審査結果の通知については、下記のとおりとする。

- (1) 通知先：全提案者
- (2) 通知方法：書面にて（様式第5号）
- (3) 通知内容：本業務の候補者であるか否か
- (4) 通知時期：令和7年7月下旬
- (5) その他

審査結果の通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して5日以内に、書面により説明を求めることができる。なお、説明の求めがあった場合は、説明を求めることができる期限の翌日から起算して5日以内に書面により説明を行うものとする。

13. 提出書類の取扱

本業務のプロポーザルに係る提出書類については、下記のとおり取扱うものとする。

- (1) 提出された全ての書類は返却しない。
- (2) 提出書類の提出後における差し替え及び削除、また当院が必要と認め資料の追加を求めた場合を除く追加等は一切認めない。
- (3) 提出書類を、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 企画提案書の提出は、1者につき1案とする。

14. 情報公開及び提供

- (1) 提出書類について、伊万里・有田地区医療福祉組合情報公開条例（平成23年伊有医福祉条例第3号）の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。
- (2) 開示について、提出事業者の独自のノウハウに基づく内容等が含まれる部分については非公開とする。

なお、本業務の候補者特定前において、決定に影響が出る恐れがある情報については、候補者決定後の開示とする。

15. その他

- (1) 費用負担

提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等に要する費用は、その一切を提案者の負担とする。

(2) 言語及び通貨単位

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 参加辞退の取扱い

参加表明書の提出後に応募の辞退を行う場合は、任意の様式にて書面により申し出る事とし、応募辞退後は、いかなる理由があっても再応募は認めない。

(4) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、契約の相手方に決定した者が作成した企画提案書等の書類については、当院が必要と認める場合には、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写）することができるものとする。

なお、当院が契約の相手方の作成した企画提案書等の書類を無償で利用しようとする場合においては、予め契約の相手方に通知し承諾を得ることとする。

(5) 異議申立て

参加表明者は、本業務におけるプロポーザル実施後、不知又は不明を理由として異議を申し立てる事はできない。

(6) 失格条項

参加表明者が次の事項のいずれかに該当した場合には、審査委員会において審査の上、その者を失格とする。

(ア) 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合

(イ) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

(ウ) 提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合

(エ) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(オ) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当した場合

(カ) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を、直接的又は間接的に行った場合

(キ) 参加表明書の提出期限以降において、伊万里市・有田町において指名停止の措置を受けた場合

(ク) 本要領に違反又は逸脱した場合

(ケ) ヒアリングにおいて、正当な理由なく対応しなかった場合

16. 問い合わせ先

〒849-4193

佐賀県西松浦郡有田町二ノ瀬甲860番地 伊万里有田共立病院 企画管理係

TEL: 0955-46-2121 (直通) FAX: 0955-46-2123

E-Mail kyouritsu@imari-arita-hp.or.jp